

平成30年9月5日公表

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

無料の相談会です！

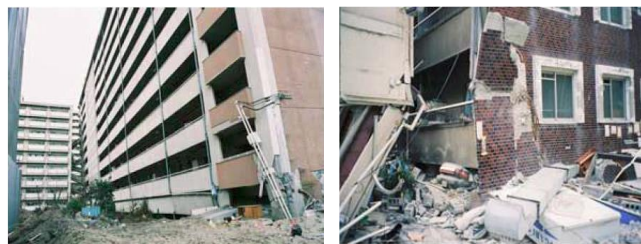
<10月27日(土)に開催決定！>

弁護士・建築士との無料の対面相談

長崎会場 分譲マンションの建替え等に関する特別相談会

☞南海トラフ巨大地震や首都直下地震など巨大地震の発生に備え、生命・身体の保護の観点から、老朽化したマンションの耐震補強や建替えについて、その必要性に対する社会の関心が高まっています。

☞長崎県内には、旧耐震基準で建てられ耐震性が不足するかも知れない分譲マンション(築後37年以上経過している物件に多い)が依然として多数存在しており、将来の巨大地震による被害に備えるためにも、そのようなマンションの管理組合等に対して、耐震補強や建替えを促し、またその取組みをサポートしていく必要があります。



※写真の出典：国土交通省「マンション耐震化マニュアル」

☞(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、長崎県、長崎県弁護士会及び国土交通省の協力を得て、以下のとおり、「分譲マンションの建替え等に関する特別相談会」を開催いたします。費用は無料ですので、是非、お申し込みください。

■日時・場所(長崎県などが主催する「平成30年度マンション管理基礎セミナー」に併設して実施します。)

・日時：平成30年10月27日(土)15時00分～17時00分(要予約)

・場所：長崎県庁(新庁舎)行政棟1階エントランスホール内の特設相談ブース*

※長崎県庁の案内図などは裏面をご覧ください。

■面談を担当する専門家

・マンション関連の法制度等に関する専門的な知見を有する弁護士及び建築士

(長崎県弁護士会の住宅紛争審査会に所属)

〔例えば、次のような相談をお受けいたします〕

(例1)「当マンションは旧耐震基準で建築されているため、将来の地震に備え、管理組合としては建替えを視野に入れた検討を行いたい。建替えに関する法制度や手続について教えてほしい。」

(例2)「中古マンションに入居して10年になるが、具体的な築年数はよく分からない。設備がかなり古く、足腰の弱った高齢者も同居する中で、耐震改修工事を含む大規模修繕か、建替えか、売却して住み替えるか悩んでいる。どうすればよいか。」

■ご予約方法など

・(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口「**住まいるダイヤル**」までお電話にてお申し込みください。

住まいるダイヤル [電話番号]0570-016-100 [受付時間]10時～17時(土日祝休日を除く)

・先着順でお申し込みを受け付け、定員に達し次第、締め切らせていただきます(受付期間は10月19日(金)まで)。〔定員超過の場合は、個別に面談日時を調整して対応します。〕

・面談当日は、物件概要など、お住まいのマンションの現況が分かる資料をできるだけお持ちください。

◇長崎県庁(新庁舎)の案内図

【所在地】長崎市尾上町3番1号

【交通アクセス】JR長崎駅から徒歩で約5分

